

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令	金融サービス提供法施行令

目次

- I 金融サービス提供法施行令
- II 金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
I 金融サービス提供法施行令		
1	金融サービス提供法施行令第 14 条について、ウェブサイト掲載の詳細な要件（サイト上の掲載箇所・フォント等の指定等）は定められておらず、各金融商品取引事業者等のウェブサイトの構成等を考慮して掲載することで差し支えないか。	金融商品販売業者等による勧誘方針のウェブサイトへの掲載について、その詳細な要件は定めていませんが、現在書面で掲示されている事項を「インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る」という本改正の趣旨を踏まえ、金融商品販売業者等において、一般の消費者・利用者がアクセスしやすく、分かりやすい情報提供が行われるようご対応ください。
II 金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令		
2	金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令第 2 条第 1 項に定められている適用除外基準の一つである「常時使用する従業員の数」について、常時使用する従業員は 21 人以上であるが、金融商品販売業務に従事する従業員（例えば募集人等）が少人数でありその事業規模は著しく小さい場合であっても、ウェブサイトへの勧誘方針公表の義務化となるか。	書面掲示規制の見直しにおける適用除外規定は、一律にウェブサイトへの掲載を義務付けることとした場合に、零細事業者等が新たに自社ウェブサイトを整備することにより過度な負担が及び得ないようにするものであり、この趣旨に鑑みると、適用除外の基準としては、業としての規模ではなく、事業者全体の規模に着目することが適切であると考えています。そのため、金融商品販売業者等に所属する金融商品の販売等に関する業務に従事する従業員の数が 20 人以下であっても、その他の業務に従事する従業員も含めた全ての従業員の数が 21 人以上である場合は、ウェブサイトへの勧誘方針の掲載を行う必要があります（ただし、当該金融商品販売業者等にウェブサイト（当該金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に関して広告をするものに限る。）がない場合を除きます。）。
3	金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令第 2 条第 1 項に定められている適用除外基準の一つである「常時使用する従業員の数」は、当該金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に従事する者であるかどうかにかかわらずという理解でよいか。	ご理解のとおり、今般の改正において、常時使用する従業員の数が 20 人以下である金融商品販売業者等は、ウェブサイトへの勧誘方針の掲載の適用が除外されることとなりますが、この「常時使用する従業員」は、金融商品販売業者等に所属する金融商品の販売に関する業務に従事する従業員ではなく、その他の業務に従事する従業員も含めた全ての従業員を指します。